

## (6) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する県有施設の管理の瑕疵による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和3年11月2日

鳥取県知事 平井伸治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する港湾施設の管理の瑕疵による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

### 1 和解の相手方

岡山県美作市 個人

### 2 和解の要旨

県側の過失割合を5割とし、県は、損害賠償金16,500円を支払うものとすること。

### 3 事故の概要

#### (1) 事故発生年月日

令和3年4月11日

#### (2) 事故発生場所

鳥取市港町地内

#### (3) 事故の状況

和解の相手方が、鳥取港新ポートパークにおいて船舶を台車に載せて斜路を使用して

陸上から海に降ろす際、斜路のコンクリート継ぎ目の段差で衝撃を受け、同船舶を固定していたロープが切れて同船舶が落下し、船底が破損したものである。